

第105号議案

豊川市手数料条例の一部改正について

豊川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年11月28日提出

豊川市長 竹本幸夫

豊川市手数料条例の一部を改正する条例

豊川市手数料条例（平成12年豊川市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第5 建設部関係（第2条関係）			別表第5 建設部関係（第2条関係）		
事務	手数料		事務	手数料	
	名称	金額		名称	金額
1～14 (略)			1～14 (略)		
15	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第 <u>137条の12第11項</u> の規定に基づく既存建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	(略)	15	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第 <u>137条の12第6項</u> の規定に基づく既存建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	(略)
16	建築基準法施行令 <u>第137条の12第12項</u> の規定に基づく既存建築物の道路内における制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	(略)	16	建築基準法施行令 <u>第137条の12第7項</u> の規定に基づく既存建築物の道路内における制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	(略)
17～39 (略)			17～39 (略)		
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、建築基準法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるからである。